

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2020年度改定版） 「経管投薬支援料」

作成：日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広
 監修：日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

凡例

疑義解釈

※3月29日修正点 p2のイラストを実態に沿ったイラストに差し替えました

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

資料No.20210326-1084-1

日医工がお届けする **Stu-GE** では、 調剤報酬の全点数 について詳細な解説資料をご用意しております



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598>

Stu-GE 調剤報酬全点数



調剤報酬点数表からご確認頂けます

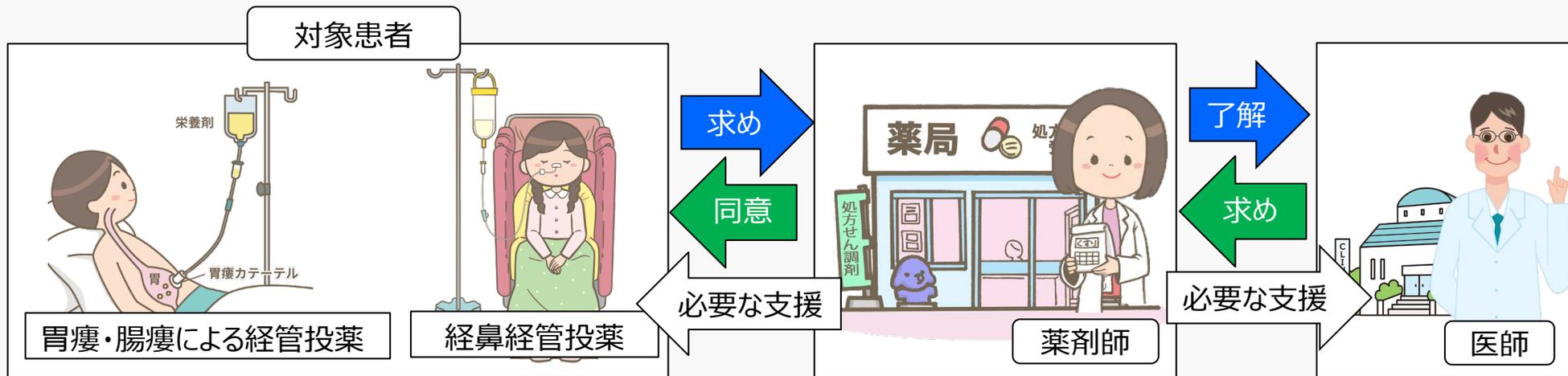
調剤報酬点数 資料掲載確認表 (2021年5月14日時点)

日医IMPS

分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事	
薬学管理科	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき		「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868	https://yakumed.jp/articles/44	https://yakumed.jp/articles/54
	① 3カ月以内に再来局 (かつ手帳による情報提供)		43点					
	② ①、③、④以外		57点					
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点					
	薬剤服用歴管理指導料 (特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は算定不可	13点					
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点	「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873	https://yakumed.jp/articles/57	https://yakumed.jp/articles/67
	麻薬管理指導加算		22点	「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」	1074	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884	https://yakumed.jp/articles/55	https://yakumed.jp/articles/60
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点					
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点					
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点	「特定薬剤管理指導加算1,2」	1072	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877	https://yakumed.jp/articles/51	https://yakumed.jp/articles/59
特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る薬剤、月1回まで	100点						

区分15の7 経管投薬支援料

対象患者	条件	内容	点数
胃瘻又は腸瘻、経鼻による経管投薬を行っている患者	<ul style="list-style-type: none"> 患者、家族等からの求め&医師の了解 保険医療機関の求め&患者の同意 	簡易懸濁法による薬剤の服用に関して、必要な支援を行った場合、初回に限り算定	100点

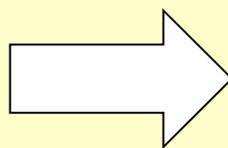


簡易懸濁法

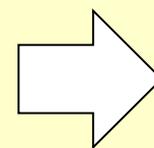
簡易懸濁法とは…錠剤の粉碎やカプセルの開封等を行わず、経管投薬の前に薬剤を崩壊、懸濁させ投与する方法



錠剤粉碎・カプセル開封をしない



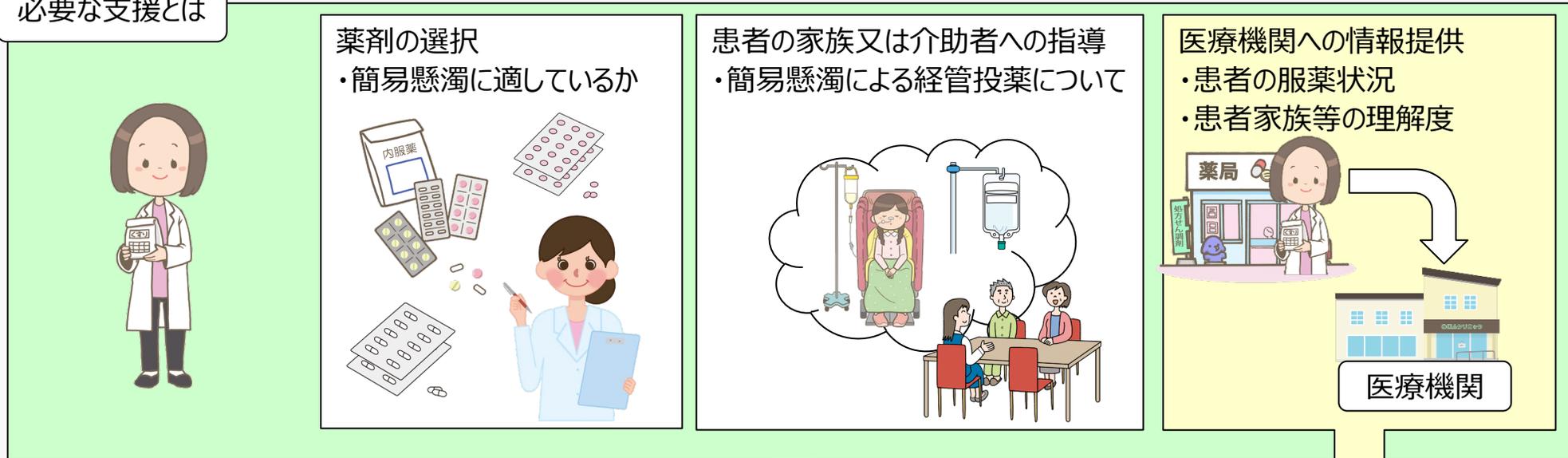
お湯 (約55℃)



シリンジに注入

必要な支援と算定方法について

必要な支援とは



算定方法について



・患者1人について、上記の支援を複数回行った場合も算定は1回のみ。

・所定の要件を満たす場合、服薬情報等提供料1又は2を算定できる。

【疑義解釈 2020/3/31①】
在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定していない患者であっても、必要な要件を満たせば経管投薬支援料を算定できるか。
(答) 算定できる。

【疑義解釈 2020/3/31①】
当該患者に調剤を行っていない保険薬局は、経管投薬支援料を算定できるか。
(答) 算定できない。

日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を！！

会員特典 1

資料の先行公開

会員特典 2

更新情報をメールでお知らせ



スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>